

とちぎ広域消防事務組合次世代育成支援対策推進法等の特定事業主等を定める規則

〔平成28年3月18日〕
規則第10号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるもの及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

組合長	組合長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
公平委員会	公平委員会が任命する職員
消防局長	消防局長が任命する職員

附 則（平成28年3月18日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。